

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

川崎原子力規制事務所

統括原子力運転検査官 梶田 啓悟

平成30年度保安検査実施方針について

株式会社東芝原子力技術研究所使用施設N28-2に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況

株式会社東芝原子力技術研究所においては、N28-2品質保証計画書に基づき不適合管理等を行っており、こうした状況を踏まえ、事業者の改善活動に係るプログラムの充実及び運用の状況について確認する。

(2) 保守管理等の実施状況

近年、核燃料施設等においては、非常用ディーゼル発電機設備に付随する燃料油配管の未点検、排気系統の未点検等、いずれも事業者が自らの施設について、点検状況を把握せず、安全上重要な施設等に対して長期間点検を行っていなかったことが昨年度の検査で確認された。新検査制度においては、こうした設備・機器・施設等について、調達、設計、運転、保守などの事業者の様々な取組を確認することとなる。

こうした状況を踏まえ、保安上特に管理を必要とする設備等に対して、その特性を考慮した上で、保守の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、点検が適切に行われていることを確認する。

(3) 異常事象等発生時の措置

昨年度は「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」「原子燃料工業株式会社熊取事業所におけるウラン粉末の漏えい」等の異常事象が発生し、計画外の放射線業務従事者の被ばく、核燃料物質等の漏えい、想定していなかった汚染等が発生した。

こうした状況を踏まえ、仮に外部事象を含む異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

2. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期： 6月上旬
- (2) 第2四半期： 9月上旬
- (3) 第3四半期： 12月上旬
- (4) 第4四半期： 3月上旬